

アルバイト制限職種

【危険を伴うもの】

具体例	理由及び参考事項
プレス・ボール盤・旋盤・裁断機など自動機関の操作	危険事故が伴う。 (例外：理工系でその専攻に役立つもの)
高電圧・高圧ガス等危険物の取扱い(助手も含む)	免許を必要とし、高度の危険度がある。
自動車・単車の運転・自動車による重量物(30Kg以上)の配達	最近の厳しい交通状況から危険度も高く、また事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重すぎ、刑事責任まで負うことになる。
線路内や交通頻繁な路上での作業測量・白線引き・交通整理) 土木・水道工事等の現場作業 建築中の現場作業・建物倒壊・残材片付け作業 2階以上の高所での屋外作業(硝子ふき・器具取付等)	落下物・転落等の危険度が大きい。(内装工事は除く)
警備員	会場整理、誘導、受付は除く。

【法令に違反するもの】

具体例	理由及び参考事項
農薬、劇薬など有害な薬物の扱い(メッキ作業、白蟻駆除等) 特に高温・低温度の作業、塵埃粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業	健康上、人体に有害と考えられる。 (例外：薬学系でその専攻に役立つもの)

【人体に有害なもの】

具体例	理由及び参考事項
労働争議に介入する恐れのあるもの	職業安定法20条参照
営利職業斡旋業者への仲介の斡旋	職業安定法の趣旨(雇用関係の成立の斡旋)に反する。
マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
出来高払(一定額の賃金の保証のないもの)	労働基準法27条参照

【教育的に好ましくないもの】

具体例	理由及び参考事項
街頭でのチラシ配り、ポスターはり	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
訪問販売、勧誘、専門に行う集会、競馬、競輪場ギャンブル場内の現場作業 バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業、男子の長期継続の深夜作業 女性の住み込みと夜間作業(20時以降) 選挙の応援に関連する一切の業務 スパイ行為に類する調査	大学としては特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。

【望ましくない求人】

具体例	理由及び参考事項
人命にかかわることが予想される業務	無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター等
労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等に関することが明示されていないもの。
人員の限定を条件とするもの	例えば10人中1人でもかけると他の9人を不採用とするようなもの。
学生を紹介しても採否の連絡がなかったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば繰り返されるもの 各大学の判断により好ましくないもの。	